

議案第19号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

特別区人事委員会規則の改正に伴い、一部規則を改正する必要が生じたため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年3月世田谷区  
教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「3月で除した数」を「12月（次条による場合を除き、その者の  
経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、18月  
）で除した数に4を乗じて得た数」に改める。

第6条第1項中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「別に」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="185 268 1016 300">○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則</p> <p data-bbox="607 312 1120 344">平成12年3月31日世教委規則第12号</p> <p data-bbox="172 357 611 389">(新たに職員となった者の号給)</p> <p data-bbox="120 402 1120 794">第4条 新たに職員となった者の号給は、級に関する規則第4条の規定により決定された職務の級の号給が別表第2に定める幼稚園教育職員給料表初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは、当該号給とする。この場合において、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎とし、級に関する規則第3条に規定する級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定める級別資格基準に基づき、その者の属する職務の級に昇格したものとした場合により得られる号給とする。</p> <p data-bbox="120 807 1120 1062">2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次項及び第4項に定めるところにより、あらかじめ特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。</p> <p data-bbox="120 1075 1120 1426">3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を <u>12月(次条による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、18月)で除した数に4を乗じて得た数</u>(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p>	<p data-bbox="1184 268 2016 300">○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則</p> <p data-bbox="1603 312 2116 344">平成12年3月31日世教委規則第12号</p> <p data-bbox="1171 357 1610 389">(新たに職員となった者の号給)</p> <p data-bbox="1120 402 2116 794">第4条 新たに職員となった者の号給は、級に関する規則第4条の規定により決定された職務の級の号給が別表第2に定める幼稚園教育職員給料表初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは、当該号給とする。この場合において、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎とし、級に関する規則第3条に規定する級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定める級別資格基準に基づき、その者の属する職務の級に昇格したものとした場合により得られる号給とする。</p> <p data-bbox="1120 807 2116 1062">2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次項及び第4項に定めるところにより、あらかじめ特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。</p> <p data-bbox="1120 1075 2116 1331">3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を <u>3月で除した数</u>(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 級に関する規則第8条の規定により換算された経験年数。ただし、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除く。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、第1項後段の規定により初任給が決定された者にあつては、級別資格基準表に定める当該職務の級についての必要な経験年数を超える経験年数</p> <p>4 省略 (昇格の場合の号給)</p> <p>第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>別に</u>定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則（令和8年 月 日世教委規則第 号）</b></p> <p style="text-align: center;">この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(1) 級に関する規則第8条の規定により換算された経験年数。ただし、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除く。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、第1項後段の規定により初任給が決定された者にあつては、級別資格基準表に定める当該職務の級についての必要な経験年数を超える経験年数</p> <p>4 省略 (昇格の場合の号給)</p> <p>第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>あらかじめ人事委員会と協議して</u>定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して定める。</p>

7 特人委給第 902 号  
令和 8 年 2 月 25 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会  
委員長 松原 忠義  
(公印省略)

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について (回答)

令和 8 年 2 月 18 日付 7 世教職第 942 号により承認申請のあった規則案について、承認します。